

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

| 地域 | 主要な構造 | 特定工程 | 特定工程後の工程 |
|----|---------------|--|---|
| 全域 | RC・SRC造 など | 2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照) | 特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事 |

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(松山市)

| 特定行政庁 | 主要な構造 | 特定工程 | 特定工程後の工程 |
|-------|---|--|--|
| 松山市 | 木造 | 土台、柱、はり、小屋組、筋かい等の構造上主要な軸組(枠組壁工法にあっては、耐力壁)工事の工程 | 土台、柱、はり、小屋組、筋かい等の構造上主要な軸組(枠組壁工法にあっては、耐力壁)が隠れることとなる内外装工事の工程 |
| | S造 | 2階床の鉄骨建て方工事の工程 | 柱、はり、筋かい等の構造上主要な軸組が隠れることとなる内外装工事の工程 |
| | RC・SRC 補強CB造 | 2階床の配筋工事の工程 | 2階のはり及び床のコンクリート打込み工事の工程 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> 異なる構造を併用する場合にあっては、いずれか早期に終える工事の工程が特定工程となります。 工区分けした場合でも、全工区の検査が必要です。 | | |

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

| 地域 | 対象建築物 | 適用の除外 | 施行 |
|----|---|-------|-----------|
| 全域 | 階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ・ ※法7条の3参照 ・ ※プレキャストの場合を含む | ・ なし | H19.6.20～ |

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(松山市)

| 特定行政庁 | 対象建築物 | 適用の除外 | 指定期間 |
|-------|--|--|------------------|
| 松山市 | <ul style="list-style-type: none"> すべての構造 住宅の用途を含むすべての用途 地階を除く階数が3以上の規模 | <ul style="list-style-type: none"> 構造耐力上主要な部分を法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等とした建築物 法第18条の規定の適用を受ける建築物 及び法第85条の規定の適用を受ける建築物 | H23.7.1～H28.6.30 |

※一の建築物における扱いとなります。

(同一敷地内に、中間検査対象建築物が複数棟存在する場合は、各棟ごとの特定工程において、検査をおこなうものとします。)

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。